

厚生労働大臣の定める揭示事項

DPC 対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせて計算する
“DPC 対象病院” となっています。

※医療機関係数 1.5217

(基礎係数 1.0451 + 機能評価係数Ⅰ 0.3674 + 機能評価係数Ⅱ 0.0768 + 救急補正係数 0.0324)

DPC「包括評価方式」とは

患者さんの病気・病状をもとに手術・処置などの診療内容に応じて国が定めた「診断群分類」ごとに、
1日あたりの定額の点数を基本として医療費を計算することです。

「包括評価方式」で計算しないことがあります

この診断群分類に該当する場合でも、一部の項目については従来の「出来高方式」で算定することとなっており
ます。また、患者さんの病気によっては、この「包括評価方式」の対象とならない場合があります。
そのときは「出来高方式」となります。

1日あたりの包括点数の決まりかた

患者さん一人ひとりの病気（傷病名）をもとに、薬や手術・処置の状況に合わせて、主治医が診断群
分類の中から該当するものを選択します。ただし、入院後、病状の経過や治療の内容によって、診断
群分類が変更になる場合があります。その場合は、1日当たりの点数が変わることとなるため、退院時
に入院日にさかのぼって再計算し、前月までの支払い額との差額調整を行うことがあります。

ご不明な点は窓口までお問い合わせください

令和7年6月1日

社会医療法人孝仁会 札幌孝仁会記念病院 医事課